## ○頂いた各ご意見とそれに対する回答

## 1.「変更案に賛成」

ご意見	回答
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ 日台 ご意見のとおり、消費者、生
例に対象物員からアピドアルアピトを除外することは適切でめると考えます。	こ息兄のとねり、何負有、生   産者等に混乱が生じないよ
ると考えまり。   (理由)	産有寺に低品が生しないよ   う、アセトアルデヒドを住宅
(埋田)  アセトアルデヒドは木材などの天然物、飲酒、喫煙などの生活	性能表示制度における測定対
プピトノルノビトは不例などの人然初、臥眉、栗煙などの生品   嗜好品からの発生も報告されている。WHO でアセトアルデヒド	性能表が制度における側足科 象物質から除外したいと考え
指針値の見直しの動きがあるのであれば、住宅市場の混乱を回	
避するために除外するのが適当であるため。	デヒドは、天然の木材や、ヒ
	トによる喫煙等によっても発
	生するとのご指摘について
	は、関係省庁とも連携を図り、
	室内濃度の実態、発生源、発
	散量等の調査研究を進めてい
	きたいと考えています。
意義ありません。	同上
この度の住宅性能表示制度における室内空気中の化学物質濃度	同上
の測定対象物質からアセトアルデヒドを除去するという変更案	
については、先の WHO の指針値の訂正と関連して、平成 14 年度	
の室内化学物質濃度の実態調査結果(アセトアルデヒドが指針	
値を超過した新築住宅はゼロ)等からも当然のことであり、賛	
意を表します。	
すばやい当局の対応に感謝します。	
賛成です。是非進めていただきたい。	同上
(理由)	
基準そのものがふらついていること。及び、実際の新築住宅の	
調査実績値を考慮して。	
「住宅の品質確保の促進等に関する法律」からアセトアルデヒ	同上
ドを外すことに賛成致します。	
(意見)	
私どもが建材メーカーであり、シックハウス対策の取り組みと	
して、建材からホルムアルデヒド・VOCの放散を如何に抑え	
るかという事を課題としています。その私どもの視点から見て	
今回の意見を次に示します。	
①天然の木材からもアセトアルデヒドが検出される(添付資料	
参照) (例えばヒノキ $5\mu$ g/m · h、ラワン $4\mu$ g/m · h 検出さ	
れている。) → アセトアルデヒドが規制されると木材使用不	
可となり、二酸化炭素の増加原因、そして地球環境問題の悪化	
に繋がります。	
ホルムアルデヒドは厚生労働省の定める指針値 100 μ g/m3、こ	
れを放散速度に換算すると $5\mu$ g/m <sup>2</sup> ·h となります。(家具は床	
面積で放散量が F☆☆☆☆相当と想定する。)	
暴論ですが、アセトアルデヒドもこれと同じようにホルムアル	
デヒドの比例配分で考えると $48\mu \text{ g/m}^3 \rightarrow 2.4\mu \text{ g/m}^2 \cdot \text{h}$	
になります。この 2. $4\mu$ g/ $m^2$ ・ $h$ というのは極めて低い値であ	

ご意見	
り、通常の建材では合格しません。	
②現実的には 2. $4\mu$ g/m <sup>2</sup> ·h というのは分析機器の定量下限値	
付近であり、値の信頼性が低くなる。	
以上のことより、アセトアルデヒド除外という国土交通省の動	(続き)
きに賛成致します。	(I) L C )
測定対象物質からアセトアルデヒドは、除外すべき	同上
(理由)	
アセトアルデヒドは、建築材料だけでなく、人間も発生源であ	
る。このため、建築材料が発生源であるか、その他の発生源に	
よるのか判断が難しく、目的を達成できないのではないか。新	
築だけでなく、既に生活している改修部件も対象にしている以	
上、生活による発生分もあり、より判別困難になると考えられ	
る。	
アセトアルデヒドを測定対象物質から削除することに賛成	同上
(理由)	
WHO の訂正の動き、厚生労働省の再検討準備への着手の動きが	
ある以上、市場の混乱を避けるために削除すべきと思います。	
アセトアルデヒドは天然木自体からも放散されるので現行のガ	
イドラインや指針値が厳しい値であるとよく聞くので今回の	
WHO、厚生労働省の動きは妥当だと思いますので本案も妥当だと	
考えます。	
除外することに賛成	同上
(理由) (塩中) (塩中) マヤーマルゴルドのなか出して右字してし	
〈複合濃度で無害〉アセトアルデヒドのみ抽出して有害とこと だが木材よりは種々のガスが発生している。その複合体におい	
て、互に中和しているものと思われてきたし、老いた棟梁から	
も奥座敷の桧の香り、お寺の庫裏(座敷)のヒバの香りが昆虫	
には有害でも動物には無害と聞いてきた。ホーサンが防虫に使	
われても人体に影響ないと思われるのと同じと思う。	
今回のパブリックコメントの改正点はアセトアルデヒドを規制	同上
からはずすことについて、私は賛成いたします。	1,3 1
指針値含め、様々な情報が入り乱れている中で、測定対象に含	同上
めておくことは顧客に対しての混乱を招きます。一度法制化さ	
れたものを修正されようとする国土交通省の判断は適切と思わ	
れます。引き続き厚生労働省へのはたらきかけもよろしくおね	
がいします。	
変更を積極的に進めるべきだと思います。	同上
(理由)	
建築用材として木材は安全である事をアピールする為です。	
「特定測定物質」からアセトアルデヒドを除外することは妥当	同上
である。スチレン他の物質についても現行の規定、基準値及び	
今後の制定については慎重に検討、対応、見直しをお願いした	
い。(理由)	
アセトアルデヒドは住宅内装材料の主材料である木材自体から	
も発生する。その他に発生するものとして、酒を飲めば人間内	
で生成され、呼吸より出ますし、アルコール類、喫煙でも出る。	
また、キャッチャー剤等での抑制技術も未確立の状況であり、	
このような物質が測定対象として規定されると住宅に木材が使	

ご意見	回答
えない可能性があった。特に厚生労働省の指針値 48μg/m3は	HID
ま常に低濃度で厳しい値であり、この懸念が大きい。この度の	
WHO の 300 μ g /m3 への訂正の伴い、厚生労働省の指針値もスチ	
レンを含め見直されるべきである。	   (続き)
標記につきまして、賛成いたします。	同上
アセトアルデヒトは無垢の木材からも検出されるときいており	100 11.
ます。シックハウス問題は単体の化学物質ではなく、複合汚染	
によるものと思われますので科学的な根拠等の解明が重要であ	
ると思います。よろしくお願いいたします。	
国土交通省の提案に、全面的に、賛同いたします。	同上
(理由)	11.4.11.
国民は、環境問題や健康について高い関心を示していることか	
ら、生活上の安全問題に、大変敏感であり、場合によっては、	
無用な誤解を招くこともあります。この度の、WHOの基準値	
見直しに即して、すばやい対応を、お示しいたことに敬意を表	
し、感謝申しあげるものです。	
変更案に賛成	同上
(理由)	
WHO での指針値が訂正の動きがあること。消費者、生産者に混	
乱が予想される。	
住宅性能表示事項である「室内空気中の化学物質の濃度等」の	同上
測定対象物質からアセトアルデヒドを除外すること。	
(理由)	
WHOが許容濃度間違えていたため。	
基準自体が錯誤はどうというフザケタ事が原因とは、お粗末な	同上
限り。関係者の処分と猛省を願う。又、これに基ずく性能表示	
基準の変更は当り前の事にていちいちパブリックコメントを募	
る事も如何かと思う。この様な事を行政のムダと云うのではないのか、急速なる対応を願う。	
変更案に賛成	同上
(理由)	I+J   
古来から、日本の伝統的な木造住宅に住んでいて、健康被害を	
うけたという話は聞いたことがない。	
室内空気中の濃度測定対象物資からのアセトアルデヒドの除外	同上
に賛成です。	
(理由)	
アセトアルデヒドはあらゆる生物から発生するもので、人間の	
体内からも発生してる。居住する住宅で、人体・木材・その他	
内部の物資からの発生はそれぞれに区別可能なのか。アセトア	
ルデヒドの空気汚染による健康への影響が科学的に証明されて	
いるのか。日本は木の文化・香りの文化をもっている。木は心	
をなごませ、いやしてくれる。だから、木造住宅に住みたい気	
持ちをもっている。	
変更案に賛成です。	同上
(理由)	
WHO でアセトアルデヒドの指針値の見直し等が検討されている	
のであれば、住宅市場の混乱の発生等を防止するため、住宅性	
能表示制度における室内空気中の化学物質濃度の測定対象物質	

ご意見	回答
からアセトアルデヒドを除外するのは適切な処置と考えます。	
なお、アセトアルデヒドについてはホルムアルデヒド、トルエ	
ン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン等の他の化学物質と	
異なり、天然木材、酒等の自然物からも発散されるとの知見も	   (続き)
あることから、建築物において化学物質として規制することは	(ASE C )
適切でないと考えます。	
このたびの改正案に賛成です。	同上
(理由)	
WHOは世界的な機関であり、その訂正の動きにあわせてすば	
やく改正に踏み切ることが大切である。	
アセトアルデヒドについては、WHOの基準値の変更を前提に、	同上
国土交通省は品確法の評価対象から削除する提案に対しては、	
賛成致します。	
今回の変更原案に賛成します。	同上
(理由)	
今回のこの変更原案が、木材本来の性能等に合致することやW	
HOで定められた指針値にも合致すると考えるからである。	
パブリックコメントの内容に賛成します。	同上
(理由)	
1. 現状の厚生労働省の指針値根拠が曖昧	
2. アセトアルデヒドは天然木質材料、飲酒時の人体等からも	
放散される物質であり、規制には慎重な検討が必要	
住宅性能表示制度からアセトアルデヒドを除外することに賛成	同上
する。	
(理由)	
アセトアルデヒドは、木材から発生すると言われているが、そ	
れも全てに木材から発生するのか、また樹種により異なるのか	
の究明が必要である。	
地方の私達は、既に何百年木造住宅での生活を行い何ら問題を	
感じていない、いまここで木から発生すると言われるアセトア	
ルデヒドが測定対象物質となれば木造住宅が消費者から敬遠さ	
れ、木材が使いにくくなり、木材製品を取り扱う多くの企業が	
多大なダメージを被る。	
「室内空気中の化学物質の濃度等」の測定対象物質からアセト	同上
アルデヒドを除外すべき。	
(理由) WHOは、アセトアルデヒドの濃度指針値につき誤りを認め訂	
WHOは、アセトアルケビトの優度指針値につき誤りを認め引   正した。厚生労働省でも再検討に着手と聞き及んでいる。平成	
正した。厚生労働省でも再快討に看手と聞き及んでいる。平成     15年7月のシックハウス対策に関わる建築基準法の施行以	
13年1月のシックハリス対象に関わる産業基準伝の施行以   降、濃度指針値については消費者はもちろんのこと、住宅産業	
は、個人は、個人は、個人は、個人は、個人は、個人は、個人は、個人は、個人は、個人	
り、現状では混乱は必至と推測する。ユーザーの困惑・混乱の	
回避は最優先の行政策であり、アセトアルデヒドは測定対象物	
質から除外すべきである。	
現状では、住宅における化学物質はほとんどの場合、外からの	同上
持ち込みが原因になっていると思います。生活の仕方について	
の啓蒙が必要かと思います。規制を増やすことに反対します。	
「室内空気中の化学物質の濃度等」の測定対象物質からアセト	同上
	<u>, –                                  </u>

グギョ	同炊
ご意見	回答
アルデヒドを除外することに賛成します。 (理由)	
(埋田)   WHOの基準値の誤りが及ぼす影響は重大なものがある。御省	
W 1 0 0   差単値の	(続き)
住宅性能表示制度における室内空気中の化学物質濃度の測定対	同上
象物質からアセトアルデヒドを、当面除外する方針を打ち出す	HJ
という国土交通省の素早い対応を大いに評価いたします。	
(理由)	
WHOの定めたアセトアルデヒドの指針値に誤りがあったこと	
が判明し、その誤りも誤差といえるレベルのものでないことか	
ら、当然修正すべきである。素早い対応を高く評価いたします。	
WHOでアセトアルデヒドの指針値の見直し等が検討されてい	同上
る段階であれば、住宅市場の混乱の発生等を防止するため、住	
宅性能表示制度における室内空気中の化学物質濃度の測定対象	
物質からアセトアルデヒドを除外するのは適切な処置と考えま	
す。	
(理由)	
アセトアルデヒドは、天然木材、酒等の自然物からも発散され	
るとの知見もあることから、建築物において化学物質として規	
制することは適切ではないと考えます。	
現在の日本建築には必要であるから、国土交通省の意見に賛同	同上
する。	
現在の日本建築には必要であるから国土交通省の意見に賛同い	同上
たします。 今回の住宅性能表示制度における室内空気中の化学物質濃度の	同上
別定対象物質からアセトアルデヒドを除外する告示#1652 及び	I <sup>11</sup>
#1654 の変更案を特に支持いたします。このような不必要なテ	
ストの削除は、日本で使用される木製品のコストを下げ全ての	
日本の消費者の利益につながります。	
米国の業界は、木製品から発散するアセトアルデヒドは人に対	
し室内空気で健康問題を起こさないと考えています。日本で設	
定された現行のアセトアルデヒドの室内空気濃度指針値はアル	
コールの代謝から発散されるアセトアルデヒドの量自体が指針	
値より高レベルであることから非論理的です。	
米国では室内環境中のアセトアルデヒドは喫煙、まきストーブ	
の使用、果物が熟すこと及び(アルコール摂取に係わる)正常	
な人間の代謝に関連する問題であり、全く木製品の問題ではな	
いと考えています。室内空気質に関連する健康への懸念は限ら	
れた数の生成物だけが規制のために選び出される「断片的な」	
アプローチに対し、総合的な方法で規制が行われる方がより効	
果的に取り組められると考えています。	
実際、カリフォルニア州の喫煙者がいる住宅のアセトアルデヒ	
ド濃度は州全体の加重平均濃度 4.19g/m (2.3ppb) より 2~8 倍	
高いことが測定され報告されています。その上、限られた研究 データでは、事務所及び公共建物中のアセトアルデヒド濃度は	
データでは、事務所及い公共建物中のチセトチルテヒト張度は     室内環境においてしばしば見られる、最高 203.4g/m (113ppb)	
室内環境においてしばしば兄られる、取同 203.4g/m (115ppb) のレベルが報告されたような喫煙者で満ち溢れるバーのよう	
な、高レベルの住居と同様のレベルであることを示唆していま	
、BILL ALANTE THAN ALA ALANTA COMMON	

ご意見	回答
	凹台
す。このように、人ごみのレベルに比べ木製品からでる影響は	
著しく小さいです。	
このようなことから、アメリカ合衆国には住宅建設に使用されて、制用なる。発力するアドレス・ブルバス関連など、	( kg * )
る木製品から発散するアセトアルデヒドに関するいかなる室内	(続き)
空気ガイドラインも規制もありません。さらに、米国業界は、	
揮発性有機化合物の規定値を誘導する方法が一貫していないこ	
と、またこの厚生労働省のアセトアルデヒド指針値を適用する	
ことにより他の VOC 指針値の信憑性が疑われることになると考	
えています。 変更案 (対象物質よりアセトアルデヒドを除去) に賛成いたし	同上
変更系 (対象物質より) セトノルグ こ下を除去) に質成いたします。	旧上
(理由)	
(埋田)   WHOでのアセトアルデヒドの室内濃度指針値の見直し等が検	
生等を防止するため、住宅性能表示制度における室内空気中に	
生等を防止するため、住宅性能表が制度における室内を気中に   おける化学物質濃度の測定対象物質よりアセトアルデヒドを除	
外することは賢明と考える。	
住宅性能表示制度における室内空気中の化学物質濃度の測定対	同上
象物質からアセトアルデヒドを除外することに賛成します。	
(理由)	
WHOで定められていた指針値に訂正の動きがあり、厚生労働	
省においても、指針値の再検討に入るのであれば、その間、無	
用な混乱は避けるべきであるから。	
アセトアルデヒドの指針値の見直し等に起因する住宅市場の混	同上
乱の発生等を防止するため、住宅性能表示制度における室内空	1,12
気中の化学物質濃度の測定対象物質からアセトアルデヒドを除	
外することに賛成します。	
住宅性能表示制度における室内空気中の化学物質濃度の測定対	同上
象物質から、アセトアルデヒドを除外する件については、以下	
の理由により適切と考えられ、賛成である。	
(理由)	
①WHOのガイドライン値は、300μg/m³(≒0.17ppm)であり、	
目標とする「人の健康影響に関する濃度指針値」が2種類	
(48 µg⇔300 µg) 存在することは、不要な混乱・トラブルの原	
因である。	
②アセトアルデヒドの発生源の大きな要因の一つに、飲酒等に	
よるアルコールの加水分解があげられ、二日酔いの原因物質と	
言われる。飲酒は生活慣習の一つではあるが、健康を害するこ	
とが頻発してはいない。	
③飲酒等により体内に生成したアセトアルデヒドは、最終的に	
分解されるが、厚生労働省の指針値策定にあたって、体内への	
蓄積を想定していると推測される、1日24時間、週7日換算を	
用いる考え方は過剰と考える。	
④ホルムアルデヒドにあっては、木質建材等に使用される接着	
剤等が発生源として特定されるが、アセトアルデヒドの場合は	
発生のメカニズムが明確ではなく、発生源が特定しきれていな	
い。また、人への健康影響についても明確には解明されていな	
いと考えられる。	

ご意見	回答
アセトアルデヒドを除外することに賛成です。	同上
(理由)	
アセトアルデヒドを表示させることは、消費者、生産者を混乱	
させる。	(続き)
日本住宅性能表示基準(変更案)及び評価方法基準(変更案)	同上
に同意賛成致します。	
(理由)	
1) WHO が間違いに気づき修正しようとしている化学物質の指	
針値に対し、日本の新築住宅濃度の現状値が参考資料の如く超	
過が 0 % である事実。	
2) 実質的に不要と考えられる測定項目を測定対象項目として	
残しておくと、ユーザーが誤って測定の依頼をし測定費用を、	
支払うことになる。こんな費用は本来不要であるはず。	
3) 間違いに気がついた時点ですぐ法律、制度、指針は改める	
べきです。	
(上記事項2)、3)は本来厚生労働省に言うべきものと思いま	
すが)	
アセトアルデヒドの対象からの除外は賛成である。	同上
(理由)	
指針値の根拠が明らかでないものを測定対象にするのは住宅供	
給者、一般居住者とも混乱すると考える。測定の対象にする物	
質の追加や削減のよりどころを作っておくことは今後の性能表	
示制度にとって重要だと考える。	
アセトアルデヒドを除外する事に賛成します。	同上
(理由)	
WHO自体の基準があいまいで確定していない状況では基準を	
決めるべきではないと思います。	
アセトアルデヒドの指針値の見直し等に起因する住宅市場の混	同上
乱の発生等を防止するため、住宅性能表示制度における室内空	
気中の化学物質濃度の測定対象物質からアセトアルデヒドを除	
外することに賛成します。	
※アセトアルデヒド室内濃度指針値については、すでに WHO が	
訂正しており、厚生労働省の早急な指針値変更が待たれます。	
厚生労働省のシックハウス(室内空気汚染)問題に関する検討	同上
会の審議を踏まえ、省庁が連携した対策として示すことが必要	
と考えます。	
(理由)	
シックハウス対策関係省庁連絡会議での本件審議内容を明らか	
にし、関係省庁が足並みをそろえて問題解決を図っていること	
を示さなければ、国民の健康不安を解消することは困難と考え	
る。	

ご意見

回答

アセトアルデヒドの評価を WHO がどのように決めようと、家を 建てる際に、各ハウスメーカーがあるいは、工務店がせっかく 少ない値になるように努力を始めたばかりなのに、ここで、数 字を甘くすると、本当はできることにも手を抜くようになり、 こういった厳しい基準が技術革新を進めてきたことを考える と、将来のことも含めて、よくありません。なぜ建設業界が厳 しいのかと言えば、私たち消費者が「自分ではできないことだ から専門家に任せる」という行為につけこんで、「素人にはわか」 らないから手を抜く」ということをしてきた人々がいたからで す。また、それを業界として取り締まれなかったからです。今、 必要なのは、どれだけ、厳しい基準の中で手を抜かず基準をク リアしようとしている姿勢を業界の方が消費者に見せられるか ということだと思うのです。良い例としてクルマ業界があると 思います。ドイツは何故あれほど良い車を作れたのか?それは、 2の力に耐えれば理論上良くても10の力に耐える部品を敢え て使っていたからだそうです。それが今の時代の風潮のせいで しょうか、クルマ開発にかける時間が短くなってきたがために、 また、世界的デフレのために、そういった部品の使い方ができ なくなり、信頼が失われつつあるのだそうです。日本車がいま だに世界に対して売れているのは、デフレに関係なく厳しい基 準をクリアし、それを達成したからだと思うのです。日本の住 宅メーカーがあるいは工務店が、仕入れる建材を基準の甘いも のに替え、「国の基準を満たしているから文句があるならこうい った基準にした国に言ってくれ」と言い放ち、体の弱い方たち、 有害物質に敏感な方たちを守れない家を建てようとするなら ば、淘汰されなければならない時期がきています。逆に守って いこうとするならば、そういった企業には前途洋々たる未来が 待っていると思うのです。私が言いたいのは、高気密高断熱の 家を立てる際の基準に換気システムの導入を盛り込んだのはい いのですが、どれだけのものを屋外へ排出できるのかについて の基準が曖昧なために、換気扇のようなものを付けてごまかし ているハウスメーカーや工務店が大手を振って商売していると 言うことなのです。家の中の空気循環を綿密の計算し、有害物 質を効率よく排出してこそ意味があるのであり測定場所に換気 扇をつけ、空気がよどんだところに有害物質が溜まっていると いうのでは意味が全くないのです。また、医学的見地からいい ますと、有害物質が体の中にほんのわずかですが蓄積したこと により、あるいは長時間の曝露により特定の有害物質に体がア レルギーを示すことになれば、それ以後は WHO の基準以下でも 発病する恐れがあります。よって、アセトアルデヒドの基準を いったん外そうというのではなく、このままの基準にし、WHO が変更してからも、しばらく経過を見、WHO の基準が正しく、 しかも消費者のニーズがあればそういった家を建てても良い (その際1級基準クリア、2級基準クリアという住宅性能表示 を別個に設けていただきたい。)という風にしていただいた方が 良いと思います。

最後に、少子化の原因は家にかなり大きな原因があると思いま

指針値は、厚生労働省において指針値策定時点において入手可能な毒性に係る科学的知見から算出されたものです。 今般のパブリックコメントは住宅性能表示制度における基準改正の件であり、指針値についての是非は対象ではありません。

なお、厚生労働省においては、 指針値策定から一定期間が経 過し、この間、各種知見が蓄 積されたこと等も踏まえ、指 針値の再検討の準備に着手し たところであると聞いていま す。 ご意見 回答

す。①金額が高い(子供を育てる金銭的余裕なしになってしまう)。②その割りに良い家と言えるものは少ない。(建築基準変更前に現在ならば違法建築となるものも駆け込みでかなり建っている。消費者ではなく、業者主導で。うたい文句は今の方が安く家が建つ。)③昔は使わなかった化学物質をふんだんに使用している家で育った子供は生殖能力が弱い(因果関係はいまだに解明にいたっていないが、証明されてからでは日本が本当にだめになる可能性が大である。)。以上のことからもよろしくお願いいたします。

(続き)

「アセトアルデヒドの除外」に反対します。

## (理由)

除外する理由に疑問があるため。平成 14 年度の検査データでWHO の基準を満たしているからといって、基準値を見直すならばともかく、いきなり基準から除外するとが何故必要なのか。基準からはずれれば、抜け道になる可能性もあり、安全性は確保されるとは言えないはずである。また、平成 15 年に追加したばかりの基準を、除外する方が混乱するのではないか。十分な科学的な根拠を持って基準作りは行われるべきであり、安全性が確保されるような基準としなければ意味がない。

住宅性能表示制度では、室内空気中の化学物質濃度を測定し、その結果等を表示するものであり、基準値を定めてその適合性を確認する制度ではありません。

なお、厚生労働省の指針値は、 指針値策定時点において入手 可能な毒性に係る科学的の空気 から、ヒトがその濃度の空気 を一生涯にわたって摂取して も、健康への有害な影響は受 けないであろうと判断されて 値として算出されたもので す。

掲題の件、概要に記載されているように"当面"の間であるなら、今回の変更は不要ではないかと考えます。現状の性能表示制度においても、空気環境の測定は等級を示しておらず、測定値を表示するもののみであること。

測定値に対しての比較すべき数値(指針値)は厚生労働省の管轄であり、WHOの誤解も既に公の場で発表されており、訂正はされるであろうけど、指針値自体が廃止されることはないであろうこと。

以上から、性能表示制度で"当面の間の禁止"は性能表示のみの問題ではなく、各社各々の空気環境測定の対象選定物質の種類にまで影響が及び、その廃止・再開前後の混乱を招くだけであると考えられる。願わくば、性能評価書にWHOの誤解を一般のお施主さんにも分かる程度の資料を添付するような形での運営はできないものであろうか。

住宅性能表示制度によらずに 室内空気中の化学物質濃度の 測定を行う場合は、どのよう な化学物質を測定するかは自 由であり、制限するものでは ありません。

アセトアルデヒドを削除するということですが、反対いたします。

## (理由)

今の規制で問題がないのに、排除することはナイと思います。 私たちは現場で働いていますが「混乱」していることは有りません。ちゃんと勉強をしていたら「混乱」しないはずです。シックハウスや化学物質過敏症は人によって違います。またこれから化学物質の規制により、各建材メーカーはまた別の化学物

住宅性能表示制度では、消費 者等の希望により室内空し、 の結果等を表示するものの結果等を表示するものの り、アセトアルデヒドの測定 結果が指針値以下となるした 使用可能な建材を制限した り、指針値を超えた場合にそ ご意見

質を使う恐れもあり、複合的に反応する事も考えられます。「問題があるかどうかわからない」から規制から外すのではなく「問題があるかどうかわからない」から今は規制しておくのが最善ではないでしょうか?

の住宅が使用できないように する等の「規制」ではありま せん。

ホルムアルデヒド発生材料の代替物質として、アセトアルデヒド発生材料が使用されることを回避するために参考値としてアセトアルデヒドを測定対象物質として残しておかれることを提案致します。

(理由)

平成14年度に行った室内濃度の実験調査結果では、確かに現指針値の0.03ppmを超える家屋が9.2%あるもののWHO基準0.17ppmを超過する住宅は0%となっている。昨年7月1日の建築基準法改正でホルムアルデヒド対策を行った建材に切り替わっているが、ホルムアルデヒド及びホルムアルデヒドを発生する化合物を建材から除き、代替物質としてアセトアルデヒドを発生する接着剤や添加剤を使用する可能性があると思います。将来、実はアセトアルデヒドがWHO基準を超過していたということが無い様、例えば数年間とか期間を区切り、室内アセトアルデヒド濃度の実態調査をしてゆくのが望ましいのではないでしょうか。実態調査の一手法として住宅性能表示制度の中にアセトアルデヒドを参考値として入れておいては如何でしょうか。

アセトアルデヒドは、その化 学反応の特性から、ホルム接 着剤等に用いられることと関係 を言われていますが、アセト 省庁と連携を図り、アセトアルデヒドの発生源、発散量で について今後とも調査研究を 進めてまいります。

また、化学物質濃度の実態調査については、平成12年のの12年ののののののののののののでは、平成の位宅についてにののでは、14年度のででは、14年度のででは、14年度のでは、14年度のでは、14年度のでは、14年度のでは、14年度のでは、14年度のでは、14年度のでは、14年度のでは、14年のでは、14年のでは、14年